

令和7年門審第6号

裁 決
貨物船A岸壁衝突事件

受 審 人 a
職 名 A船長
海技免許 三級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官牧野真人出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和6年7月4日10時38分僅か過ぎ

山口県三田尻中関港

2 船舶の要目

船種 船名 貨物船A

総トン数 499トン

全 長 74.00メートル

機関の種類 ディーゼル機関、推進用電動機

出 力 1,035キロワット

3 事実の経過

(1) 設備及び性能等

Aは、平成29年1月に進水した二重反転プロペラ1軸及びバウスラスターを装備した船尾船橋型鋼製貨物船で、操舵室前部中央に操舵スタンドが、その前方に電子海図システムが、右舷側に主機遠隔操縦装置及びバウスラスター操作盤が、左舷側にレーダー2台がそれぞれ備えられていた。

二重反転プロペラは、ディーゼル機関単独の主機推進モード、ディーゼル機関及び推進用電動機併用の推進加勢モード、ディーゼル機関及び軸発電機の軸発モード並びに推進用電動機単独の電気推進モードの各モードで駆動され、主機遠隔操縦装置で切り替えることができ、入出航時は、主機推進モードが用いられていた。

主機推進モードによる操縦性能は、海上公試運転成績書によれば、船首2.08メートル船尾3.56メートルの喫水における左及び右各旋回試験は、速力13.18ノットの状態から舵角35度をとったとき、旋回径が258.6メートル及び229.5メートルで、90度回頭するのに要する時間が51.9秒及び48.4秒であり、前後進試験は、速力13.18ノットの状態から、全速力後進発令したとき、船体が停止するまでの所要距離及び時間が652メートル及び2分56秒であった。

(2) 三田尻中関港

三田尻中関港は、山口県のほぼ中央部に位置し、同県向島と対岸との間にある問屋口ノ瀬戸を境に東側の三田尻地区と西側の中関地区に分かれた港湾で、中関地区の港奥西側に中関岸壁が築造され、港奥から順に1号岸壁、2号岸壁及び3号岸壁に区分されていた。

(3) a 受審人の経歴等

a 受審人は、（一部省略）これまでもAに船長として乗り組んだ経験があり、約1年9か月ぶりに令和6年5月から乗船していた。

(4) 1号岸壁への着岸操船

a 受審人は、平素、2号岸壁南端の南方約250メートル付近で機関を中立運転として前進惰力により2号岸壁の東方沖合を北上し、1号岸壁の約220メートル沖合の赤色灯浮標に並んだとき、3ノットの速力で左舵一杯を取って左回頭を始め、同岸壁と40メートルないし50メートル離すように北西方に進出しながら着岸態勢に入り、船体が同岸壁と平行になるよう姿勢及び前進行きあしを制御して1号岸壁の西部に右舷付けで着岸していた。

(5) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人ほか5人が乗り組み、鋼材983トンを積載し、船首3.50メートル船尾4.09メートルの喫水をもって、令和6年7月3日23時55分広島県福山港を発し、三田尻中関港に向かった。

a 受審人は、翌4日09時30分向島南東方約9海里沖合で昇橋し、10時22分一等航海士から船橋当直を引き継いで乗組員を船首尾配置に就かせ、コースアップ表示としてレンジを1海里及び0.5海里としたレーダー2台並びに電子海図システムを作動させ、主機遠隔操縦装置の後方に立ち、遠隔操舵装置を使用して単独で操船に当たり、10時23分向島南西方沖合で三田尻中関港中関地区に入域し、減速を始めた。

a 受審人は、10時32分頃2号岸壁南端の南方約250メートル付近で機関を中立運転とし、10時33分僅か過ぎ中関灯台から067度（真方位、以下同じ。）1.05海里的地点で、針路を015度に定め、7.4ノットの速力（対地速力、以下同じ。）か

ら徐々に減速し、手動操舵により進行した。

a 受審人は、船首配置に左舷錨を準備させ、レーダー及び電子海図システムで速力を随時確認し、10時36分少し過ぎ中関灯台から056度1.26海里の地点に至り、左舵一杯をとり、4.7ノットの速力で左回頭を開始した。

a 受審人は、左回頭が緩慢であったのでバウスラスターの使用を始め、10時36分半少し過ぎ中関灯台から055度1.29海里の地点に達し、4.0ノットの速力で赤色灯浮標に並んだとき、平素よりも過大な速力で1号岸壁に接近する状況となったことを認めしたが、左舵一杯を取ってバウスラスターを使用すれば無難に着岸できるものと思い、後進をかけて速力を減ずるなど、減速措置を十分にとらなかった。

a 受審人は、過大な速力のまま1号岸壁に向かって接近を続け、10時37分半僅か前船首至近に同岸壁を認め、左舷錨を投下するとともに、機関を半速力後進にかけたものの、及ばず、10時38分僅か過ぎ中関灯台から051度1.33海里の地点において、Aは、船首が312度を向き、1.3ノットの速力となったとき、球状船首が1号岸壁に衝突した。

当時、天候は曇りで風力2の南西風が吹き、潮候は下げ潮の中央期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、球状船首に凹損等を、1号岸壁は、側面のコンクリートに欠損等をそれぞれ生じた。

(原因及び受審人の行為)

本件岸壁衝突は、三田尻中関港において、1号岸壁に向けて航行する際、減速措置が不十分で、過大な速力のまま、同岸壁に向かって接近を

続けたことによって発生したものである。

a 受審人は、三田尻中関港において、1号岸壁に向けて航行中、平素よりも過大な速力で同岸壁に接近する状況となったことを認めた場合、後進をかけて速力を減ずるなど、減速措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、左舵一杯を取ってバウスラスターを使用すれば無難に着岸できるものと思い、減速措置を十分にとらなかった職務上の過失により、過大な速力のまま1号岸壁に向かって接近を続けて衝突する事態を招き、船体及び岸壁にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和7年6月25日

門司地方海難審判所

審判長 審判官 神 崎 和 徳

審判官 関 昌 芳

審判官 管 啓 二